平成２３年（フ）第３０号
兵庫県西宮市甲子園砂田町３番14号
債務者　井上真由美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７号
沖縄県豊見城市字名嘉地108番地１　丸盛アパート303号
債務者　城谷　初治
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙良　祐之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１８９号
大阪府泉佐野市泉ケ丘３丁目17番17号
債務者　岡本　俊司
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
札幌市中央区南３条西27丁目３番12―1102号
債務者　植木　惠介
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１７号
青森県八戸市大字河原木字谷地畑123番地９
債務者　古沢　清子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１７号
岩手県一関市山目町１丁目９番４号
債務者　鬼怒川禮治
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１４号
秋田県湯沢市字前島82番地２
債務者　小川　秀憲
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第２２号
秋田県湯沢市西新町２番30号
債務者　西村　菜生（旧姓長岩）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１１５号
函館市中道２丁目32番17号
債務者　池田　美香
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１７号
函館市青柳町９番５―301号
債務者　三浦　兼太
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
岩手県一関市五代町８番39号　サンパレス河畔105
債務者　齋藤　　俊
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２４号
山形県米沢市城西４丁目５番３号　城西ハイツ206号室
債務者　砂川　裕彦
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１３０号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台２丁目245番地、申立時の住所埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目104番地２
債務者　織田島祐子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
埼玉県川口市弥平１丁目14番21号　サニーレジデンス102号
債務者　酒田　憂也
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
さいたま市南区辻１丁目21番３号　辻サンハイツ103
債務者　山崎　大悟（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目13番69号
債務者　瀬川　正子（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―20―215
債務者　柴田　哲良
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係